

玉城町公告第 37 号

「玉城町保健福祉会館及びふれあいホール LED 照明設備更新工事」に係る業者選定を下記のとおり実施する。

令和 8 年 8 月 10 日

玉城町長 中川 泰成

令和 8 年度 玉城町保健福祉会館及びふれあいホール LED 照明
更新工事公募型プロポーザル実施要領

1 工事の趣旨・目的

当町では、これまで実施をしてきた地球温暖化対策をさらに推進するため、令和 4 年 6 月 10 日にゼロカーボンシティ宣言を行い、2025 年までの脱炭素社会を見据え、地域における再生可能エネルギーポテンシャルや将来のエネルギー消費量などを踏まえた導入目標を策定し、その目標を実現するための具体的施策の検討を行った。

本工事は、保健福祉会館及びふれあいホールの既存照明について LED 照明への交換を実施し、消費電力の削減等による財政的負担の軽減を図り、行政運営における温室効果ガス排出量を削減することを目的とする。

2 工事の内容

(1) 工事名 令和 8 年度 第 19 号

玉城町保健福祉会館及びふれあいホール LED 照明設備更新工事

(2) 募集方法

公募型プロポーザル方式

(3) 工事内容

別紙「仕様書」のとおり

(4) 対象施設

別紙「仕様書」のとおり

(5) 契約期間

契約締結日～令和9年3月5日（金）まで

(6) 工事費上限

限度額は、22,000,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）以内とする。

※本金額は上限額であり、契約金額ではない。

3 工事業者選定方法

(1) 方式

公募型プロポーザル方式

(2) 審査方法

プレゼンテーション審査方式とし、提出された企画提案書等とプレゼンテーションの内容を下記評価基準のとおり審査し決定する。

4 提案者の役割

本プロポーザルの参加者（以下「提案者」という。）は、下記に示す役割を担うものとする。

(1) 工事推進役割

契約など手続きを行い、事業遂行全般の責を負うこと。

(2) 調査設計役割

現地調査・実施設計に関する業務を実施すること

(3) 施工役割

施工に関する業務を実施すること

5 参加資格

本プロポーザルに参加することができる事業者等の資格については、以下のすべての要件を満たした者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。

(2) 令和8年度の玉城町入札参加資格者名簿に登録されており、「電気工事」の入札参加資格を有していること。また、三重県内において国・地方公共団体の指名停止又は指名除外の措置を受けていない者であること。

(3) 手形交換所により取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

- (4) 会社更生法（昭和14年法律第154号）に基づく会社更生手続き開始若しくは更生手続き開始の申立がなされている場合、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始若しくは再生手続き開始の申立がなされている場合にあつては、一般競争（指名競争）入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の再生手続きの申し立てをしていない者又は申し立てをされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続き開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続き開始の申し立てをしなかった者、又は申し立てがされなかった者とみなす。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員・代理人・支配人その他の使用人又は入札代理人として使用していない者であること。
- (7) 三重県内に本社又は営業所等を有する者であること。

6 スケジュール

公示から事業者選定までのスケジュール（概要）は以下のとおり。

項目	日程
公告	令和8年8月10日（月）
質問の受付期限	令和8年8月24日（月）
参加表明書等の提出期限	令和8年9月 2日（水）
参加資格確認通知書	令和8年9月 3日（木）
企画提案書提出期限	令和8年9月11日（金）
審査結果通知	令和8年9月18日（金）
契約締結（予定）	令和8年9月18日（金）

7 質問の受付及び回答

(1) 質問受付期間

公告日から令和8年8月24日（月）午後4時30分（必着）

※土・日曜日・祝日及び開庁時間外は受け付けない。

(2) 質問の方法

質問書（様式2）に内容を記載し、「連絡先及び提出先」に記載の窓口へ電子メールにて提出すること。なお、電子メールの件名を

「玉城町保健福祉会館及びふれあいホール LED 照明設備更新工事に係る質問」とし、送信後、必ず保健福祉課 地域共生室へ電話により着信の確認をすること。

※電話や来訪等、口頭による質問は一切受け付けない。

(3) 回答方法

一括してとりまとめ、当町公式ホームページにのみ掲載する。

(4) 回答日

令和8年8月28日（金）午後

8 プロポーザル参加申込書の提出期限等

(1) 提出書類

本プロポーザルにへの参加を希望する者は、下記の書類1部を期限までに提出するものとする

提出書類	様式等
1. 参加申込書	様式第1号
2. 企業概要	様式第3号
3. 履行実績	様式第4号
4. 納税証明書	税務署と市町村

(2) 提出期限

令和8年9月2日（水）午後4時30分まで（必着）

※土・日曜日・祝日を除く、平日の午前8時45分から午後4時30分まで

※様式については、当町公式ホームページに掲載したものをダウンロードし使用すること（窓口での配布は行わない）。

(3) 提出場所

「14 連絡先及び提出先（事務局）」宛て

(4) 提出方法

持参又は郵送（簡易書留等）

郵送で提出する場合は、一般書留、簡易書留、特定記録郵便のいずれかによるものとし、提出期限までの必着とする。また、保健福祉課 地域共生室により受理の確認を行うこと。

9 企画提案資料の提出及び期限等

参加資格確認通知書類受領後、企画提案書（様式 5）を含む企画提案書を提出するものとする。企画提案に必要な現地調査は公告開始日から企画提案書提出の前日までとする

（１）提出書類

- ① 企画提案書提出届（様式 5）
- ② 履行実績調書（様式 4）
- ③ 企業概要（様式 3）

① 企画提案書提出届等については、以下のとおり。

ア 企画提案書提出届 (様式 5)	・ 代表者印を押印すること。
イ 工事実施体制表 (任意様式)	・ 日本工業規格 A 4 用紙を使用。 ・ 本工事の実施体制を図表等にし、工事全般の責任者及び工事従事者等の各個人の経験年数、保有資格、役職、担当業務内容等を記載すること。 ・ 休日、夜間、緊急時の体制や対応を記載すること。
ウ 企画提案書（任意様式）	・ 日本工業規格 A 4 用紙を使用。 ・ 横書きとする。 ・ 左綴じ（図表等の場合は A 3 可、折り込み必要）。 ・ ページ数：両面印刷 16 ページ以内で作成すること。（表紙含む，A 4 換算，着色可）。 ・ 企画提案書等の各ページには表紙を除きページ番号（通し番号）を記載すること。 ・ 使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）によること。

	・使用するデータは、最新のものとする こと。
エ 工事実施工程表 (任意様式)	・日本工業規格 A 4 用紙を使用。(1 枚) ・工事の実施工程を記載すること。
オ 見積書(様式 6) ※正本を 1 部提出	・消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を控除した額を見積書に記載すること。 ・見積書は、封筒に入れ、工事名、会社名を記載し、割印をすること。 ・提案に必要な一切の経費を含めること。
カ 見積内訳書(任意様式) ※正本を 1 部提出	・日本工業規格 A 4 用紙を使用。 ・見積金額における内訳、詳細等を記載すること。 ・工事内容に基づき、具体的な積算根拠を記載すること。

(2) 提出部数

正本 1 部(要押印)、副本 6 部 計 7 部

※見積書、見積内訳書は正本 1 部。

(3) 提出期限

令和 8 年 9 月 11 日(金) 午後 4 時 30 分まで(必着)

※土・日曜日・祝日を除く、平日の午前 8 時 45 分から午後 4 時 30 分まで

※各種様式については、当町公式ホームページに掲載したものをダウンロードし使用すること(窓口での配布は行わない)。

(4) 提出場所

「14 連絡先及び提出先(事務局)」宛て

(5) 提出方法

持参又は郵送(簡易書留等)

郵送で提出する場合は、一般書留、簡易書留、特定記録郵便のいずれかによるものとし、提出期限までの必着とする。また、保健福祉課 地域共生室により受理の確認を行うこと。

(6) 留意事項

- ア 提出する提案は、参加者 1 事業者につき 1 提案とする。
- イ 提出期限後の提出書類の変更、差替え又は再提出は認めない。ただし、町から、書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じて追加資料の提出を求める場合がある。
- ウ 提出書類は、理由の如何を問わず返却しないものとする。

10 審査方法・評価基準

(1) 審査方法

プレゼンテーション審査方式とし、提出された提出書類とプレゼンテーションの内容を下記評価基準のとおり審査し決定する。

提案事業者は、提出した企画提案書を使用してプレゼンテーションを行う。映像機器やパソコン等を使用する場合は令和 8 年 9 月 14 日（月）午後 4 時 30 分までに保健福祉課 地域共生室に連絡すること。（スクリーン、プロジェクター、HDMI ケーブルは当町にて用意する。）

ただし、映像内容は企画内容と合致したものであること。企画提案書の変更・追加は原則的に認めないものとする。

(2) 評価基準

- ①工事实績
- ②工事実施体制
- ③企画提案内容
- ④工事実施工程
- ⑤その他
- ⑥見積金額

〈審査項目・評価基準表〉

審査項目	全体に占める割合	評価基準
① 工事实績	5 / 100	別紙 1 参照
② 工事実施体制に関する提案	10 / 100	別紙 1 参照
③ 企画提案内容 仕様書「7. 工事の内容」 に記載された項目に関する 提案	50 / 100	別紙 1 参照

④ 工事实施工程	15 / 100	別紙1 参照
⑤ その他	10 / 100	別紙1 参照
⑥ 見積金額	10 / 100	別紙1 参照

1.1 プレゼンテーション

プレゼンテーションは、以下の内容で実施するものとする。なお、
を欠席した場合、審査及び選定から除外する。

(1) 開催日

日時：令和8年9月17日（木）

※開催場所や時間は、企画提案者に別途通知する。

※プレゼンテーションは、原則対面方式とする。

(2) 実施時間

プレゼンテーションの時間は 1 事業者 25 分

※なお、時間配分は、プレゼンテーション15分、質疑応答10分とする

(3) 順番

順番は、原則、企画提案書の受付番号順とする

(4) 出席者

出席者は、説明者を含めて4名以内とする。

※プレゼンテーションは原則として本工事を担当する予定の者が行うこと。なお、複数人で説明を分担しても差し支えない。

(5) 実施内容

プレゼンテーションは、提案書の説明、質疑応答を行うものとする

また、プレゼンテーション説明用にパワーポイントを使用することは可能とするが、新たな配布資料は禁止とする。

(6) 審査結果

令和8年9月18日（金）までに当町公式ホームページにのみ掲載する。

(7) 契約予定者の選定

- ・総合点数の最も高い事業者を契約予定者として選定する。ただし、当該最高点数事業者が複数ある場合は、審査員の協議により選定する。
- ・当該契約予定者がやむを得ず辞退した場合は、次に総合点数の高い事業者を契約予定者として選定する。

- ・提案者が1事業者のみの場合でも内容の審査を行い選定の可否を決定する。ただし、各審査員の評価点の合計点が満点の60%に満たない場合は、契約の相手方の候補者として認めないものとする。
- ・審査結果についての質問及び異議申し立ては一切受け付けない。

1.2 提案書の無効及び失格

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とする。最優秀提案者がそれに該当した場合は、発注者は最優秀提案者の次に評価が高いものを受注者に選定することができるものとする。

- (1) 提案書を提出期限までに提出しなかった場合。
- (2) 本実施要領に示されたプロポーザルが参加要件を満たさない場合。
- (3) 審査員に対して、故意に接触を求めること。
- (4) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- (5) 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- (6) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (7) 提出書類及び提出する方法が本実施要領に定める事項に適合しない場合。
- (8) 参加資格要件を欠く事態が生じた場合。
- (9) 選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為が確認された場合。
- (10) その他、企画提案にあたり著しく信義に反する行動等があった場合。

1.3 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルで提出された提案書の内容については、原則、確実に履行できるものとする。なお、受注者側の責により提案書に記載した内容を履行出来なかった際に生じる損害については、原則、受注者が負うものとする。
- (2) 本プロポーザルに係る経費等は、すべて提案者の負担とする。やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止または取り消すことがあるが、この場合において、本プロポーザルに要した費用を当町に請求することはできないものとする。
- (3) 本プロポーザルを辞退する場合は、令和8年9月15日（火）までに辞退届（様式自由）を保健福祉課 地域共生室に持参、FAX、又は

郵送により提出すること。なお、保健福祉課 地域共生室へ受理の確認を行うこと。

- (4) 提出書類の著作件等の取り扱いについては、提案者に帰属するものとするが、当町が参加者の承諾を得た場合には、本実施要領に基づき提出される書類の内容を無償で利用できるものとする。
- (5) 当町が配布する資料等は、本プロポーザル応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。
- (6) 提出書類等は、提案者に無断で本プロポーザル以外には使用しないものとする。
- (7) 本事業の契約が成立するまでの間に選定された最優秀提案者が本実施要領に秘められた失格事項に該当することとなった場合は、当該提案者と契約の締結を行わない措置を講ずることができる。
- (8) 本プロポーザルの震災内容及び審査結果その他のプロポーザルに対する異議申し立てはできないものとする
- (9) 提出された提案資料等については、玉城町情報公開条例（平成11年玉城町条例第17号）に基づき情報公開の対象となる。
- (10) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果、生じた事象に係る責任は、すべて提案者が負うものとする。
- (11) プレゼンテーション及び契約の手続きにおいて用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (12) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、玉城町個人情報保護法施行条例（令和5年玉城町条例第1号）を遵守すること。
- (13) 成果物の著作権の全部（著作権法第27条及び第28条規定の権利を含む）は、玉城町に帰属するものとする。
- (14) その他必要な事項は、玉城町会計規則（平成9年玉城町規則第10号）の規定によるものとする。
- (15) 本実施要領に定めるもののほか、本事業の契約内容に関しては、日本国の関係法令及び町条例規則等の定めるところによるものとする。
- (16) 契約候補者は仕様書を作成し、本町と競技を行い、工事内容を明確にした上で契約するものとする。合意に至らない場合は、時点候補者と同様の協議を行うものとする

1 4 連絡先及び提出先（事務局）

〒519-0433 三重県度会郡玉城町勝田4876番地1

玉城町役場 保健福祉課 担当：西野，梅前

電話番号：0596-58-7373 F A X：0596-58-8688

E-mail：hoken@town.tamaki.lg.jp

(別紙 1)

「玉城町保健福祉会館及びふれあいホール LED 照明設備更新工事に係る業者選考審査基準及び配点表」

審査項目	評価事項	配点	評価点の掛け率				
			A (1.0)	B (0.8)	C (0.6)	D (0.4)	E (0.2)
工事実績	元請として延床面積2,000㎡以上の公共施設における照明LED化更新工事を過去5年間以内に履行完了した実績があるか。	5点	5件	4件	3件	2件	1件以下
工事実施体制	実施体制・管理責任者・担当者が明確化され、適正な人員配置が行われているか。また、工事が確実に履行できる体制が整っているか。	10点	極めて妥当	妥当	普通	やや不十分	不十分
企画提案内容	仕様書に基づく提案内容が優れているか ・使用する機器は品質、安全性が確認された国内メーカーの製品を使用しているか ・省エネ性能を有しているか（消費電力・電気料金削減に有益化） ・現場施工における安全対策管理について具体的に示されているか ・照明環境の質・コーディネート：部屋の用途や利用形態に応じた照度設計（明るさの均一性や眩しさの低減など）がなされているか。	50点	極めて妥当	妥当	普通	やや不十分	不十分
工事実施工程	工事工程（各実施内容の期間、作業内容、作業量、担当を明確にしたスケジュール）が具体的かつ実現可能なものとなっているか。	15点	極めて妥当	妥当	普通	やや不十分	不十分

その他	仕様書に記載された事項に加えて実施できる提案や他社に対して優位であると思われる点があるか。	10 点	極めて 妥当	妥当	普通	やや 不十分	不十分
見積 金額	右の通り	10 点	見積金額満 点（10点） ×提案され た最低額/ 提案額 （小数点以 下は切り捨 て）				
合計（100点満点） _____ 点							

玉城町長 宛

(事業者)

所在地:

事業者名:

代表者名:

印

参加申込書

「玉城町保健福祉会館及びふれあいホールLED照明設備更新工事」公募型プロポーザルの参加を申し込みます。

なお、この申込書の記載事項については、事実と相違ないこと及び下記誓約事項について誓約します。

記

1. 参加資格について

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- ②令和8年度の玉城町入札参加資格者名簿に登載されており、「電気工事」の入札参加資格を有していること。また、三重県内において国・地方公共団体の指名停止又は指名除外の措置を受けていない者であること。
- ③手形交換所により取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- ④会社更生法（昭和14年法律第154号）に基づく会社更生手続き開始若しくは更生手続き開始の申立てがなされている場合、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始若しくは再生手続き開始の申立てがなされている場合にあっては、一般競争（指名競争）入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。
- ⑤民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の再生手続の申し立てをしていない者又は申し立てをされていないものであること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申し立てをしなかった者、又は申し立てがされなかった者とみなす。
- ⑥暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員・代理人・支配人その他の使用人又は入札代理人として使用していない者であること。
- ⑦三重県内に本社又は営業所等を有する者であること。

2. 申込書の記載に関する連絡先

会社名：
担当者名：
電話番号：
FAX 番号：
E-mail：

※申込書に記載の個人情報に関しては、落札資格確認のために利用する以外に使用しません。

※本書類提出後に参加を辞退する場合は、速やかに事務局あてに連絡してください。

令和 年 月 日

(事業者)
所在地：
事業者名：
代表者名：
(担当者名) ()
電 話：
メー ル：

「玉城町保健福祉会館及びふれあいホールLED照明設備更新工事」に係る公募型プロポーザルについて、下記のとおり質問します。

項 目	(書類名称・ページ・項目など)
内 容	

送付先：玉城町役場 保健福祉課 地域共生室
〒519-0433 三重県度会郡玉城町勝田 4876 番地 1
電話 0596-58-7373
E-mail：seifuku-t@town.tamaki.lg.jp

【様式3】

玉城町長 宛

(事業者)
所在地：
事業者名：
代表者名：
電話番号：

企 業 概 要

商号又は名称	
資本金（千円）	
直近の決算における財務 状況（千円）	売上総利益： 経常利益：
上記の前の決算における 財務状況(千円)	売上総利益： 経常利益：
業登録・認証取得の状況	

履行実績調書

公共施設における照明 LED 化更新工事の履行実績

履行実績： 件

No.	契約期間	発注者	委託名（事業内容）	契約金額
1				円
2				円
3				円
4				円
5				円

※1 元請として延床面積 2,000 m²以上の公共施設における照明 LED 化更新工事を過去 5 年以内（令和 3 年度～7 年度）に履行完了した実績（最大 5 件まで）を記載すること。

※2 各履行実績を確認できる「契約書」及び「事業完成認定書等の事業の完成を証する書類」の写し（発注者、事業名、事業内容、契約期間、契約金額を確認できるもの）を添付すること。

【様式5】

企画提案書提出届

玉城町長 宛

「玉城町保健福祉会館及びふれあいホール LED 照明設備更新工事」について、別紙のとおり企画提案書を提出します。

令和 年 月 日

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

印

<担当者>

氏 名		所属・ 役職等			
住 所					
電 話		FAX		E- mail	

見 積 書	
見 積 価 格	金 円
工 事 場 所	度会郡 玉城町勝田地内
工事名	令和 8 年度 第 号 玉城町保健福祉会館及びふれあいホール LED 照明設備更新工事
入 札 保 証 金	免 除
上記金額で玉城町会計規則（平成 9 年玉城町規則第 10 号）及び指示のあった条件によって請負したいから見積します。 なお、上記金額に 100 分の 110 を乗じた額（1 円未満の端数は切り捨てる。）が契約希望金額です。 令和 年 月 日 見積者 住 所 氏 名 印 玉 城 町 長 宛	

※上記見積金額の内訳がわかる内訳書を添付すること。

玉城町保健福祉会館及びふれあいホール LED 照明設備更新工事
仕様書

1. 工事名

玉城町保健福祉会館及びふれあいホール LED 照明設備更新工事

2. 工事の趣旨・目的

地球温暖化対策に関する具体的施策として照明設備の LED 化を行うことで、消費電力の削減等による財政的負担の軽減を図り、行政運営における温室効果ガス排出量を削減することを目的とする。

3. 工事期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 5 日（金）まで

4. 工事場所

三重県度会郡玉城町勝田地内

5. 契約上限額

22,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）以内

※本金額は上限額であり、契約金額ではない。

6. 工事対象施設

玉城町保健福祉会館及びふれあいホール
（三重県度会郡玉城町勝田 4876 番地 1）

7. 工事内容

本工事は、保健福祉会館及びふれあいホールの既設照明器具を LED 照明器具に更新するにあたり、自ら行った提案を基に現地調査、施工、維持管理等について、町と合意した内容で実施すること。

(1) 調 査

- ① 現地調査について、施設内の既設照明器具の位置・器具種別・灯数・消費電力等を把握すること。
- ② 現地調査後、本事業のメリットを最大限に享受できる施工計画書（使用器具提案、廃棄処分等に関する内容を含む。）を作成し、町の承諾を受けること。また、更新に際して見込まれる省エネ効果についての資料も併せて提出すること。

(2) 施 工

- ① 建築基準法、電気事業法、電気用品安全法、電気工事士法、消防法、労働安全衛生法、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律、大気汚染防止法、建設業法等関係法令等を遵守すること。また、施工に際し、下記に示す各種標準仕様書に準拠

すること。

ア 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編） 令和7年度版

イ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編） 令和7年度版

ウ 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編） 令和7年度版

- ② 交換後の LED 照明を安全に使用できる状態にすること。なお、LED 照明を安全に通常使用するために必要な部品や消耗品は、全て請負者の負担で行うこと。
- ③ 作業に際し必要な場合は、請負者の負担において劣化したソケット支持金具、電線等の交換を実施し、施工後、安全に使用できるよう設置すること。また、器具交換等により生じた隙間等は、コーキング材等で適切に処置すること。
- ④ 作業時の安全管理に十分配慮するとともに施工時は、施設の構造、設備等に損害を与えないよう必要な養生を行うこと。また、施設職員、利用者、関係者及び第三者に危険を生じないよう最大限配慮するとともに、騒音、振動等についても十分配慮すること。
- ⑤ 施工前、施工後の写真を撮影すること。また、設置後、不可視部分となる箇所においても写真を撮影すること。
- ⑥ 施工に伴い不要となった既存の安定器は撤去し、配線は適切に結線すること。不要となった既存蛍光灯、撤去した既存器具等は、請負者の負担で全て敷地外へ搬出し、関係法令に準拠し適切に処分すること。なお、処分業者までの搬入については、追跡調査（収集運搬業者）を行い写真で記録し提出すること。
- ⑦ アスベスト調査が必要と判断される場合は、請負者の負担により調査を実施すること。また、照明の交換にあたり、アスベストの除去が必要な場合は、当該照明の交換を中止し、速やかに玉城町に報告、対応を協議すること。
- ⑧ PCB が使用されている照明器具を発見した場合は、玉城町の指示に従うものとする。なお、PCB の処理にかかる費用は、玉城町の負担とする。
- ⑨ 施工前、施工後に照度測定を実施し、その結果を報告すること。また、測定箇所に関しては、各室とし、詳細は玉城町と事前協議のうえ決定すること。
- ⑩ 施工前及び施工後に既存分電盤の分岐回路ごとの絶縁測定を実施し、その結果を報告すること。絶縁測定において異常が検出された場合は、速やかに玉城町に報告すること。
- ⑪ 作業足場は、請負者の負担とし、法令に基づき、適切な設置管理を行うこと。
- ⑫ LED 照明の設置後は、必ず玉城町に立会いを求め、工事完了確認を行うこと。
- ⑬ 設置作業に使用する材料は、全て新品とすること。
- ⑭ 設置作業にあたっての安全管理については、関係法令に従い請負者の負担で安全確保に必要な措置を講じること。また、設置作業により生じた施設設備、電気機器等への不具合や事故については、請負者の負担により対処すること。
- ⑮ 停電等、運営上必要な機能を停止する場合は、事前に監督員及び施設管理者と調整し、事故及び紛争等を防止すること。
- ⑯ 搬出入経路については、施設管理運営上の支障に留意し、監督員及び施設管理者の承諾を得ること。
- ⑰ 請負者は、LED 照明の設置完了後に速やかに施設ごとに自主検査を行い、必要な性能が確保されていることを確認すること。
- ⑱ 請負者は、施設ごとの自主検査の結果を監督員に報告すること。自主検査項目は、点灯確認、外観確認、設置状況確認、照度測定結果、絶縁測定結果等

を含むものとする。監督員は報告の受領後、必要に応じて現場の確認を行う。

- ⑭ 上記の⑬又は⑮の確認の結果、不具合が発見された場合は、請負者の負担と責任において、LED照明及び周辺機器が正常に動作するよう、必要な調整作業を実施すること。
- ⑯ LED照明化に当たり消防署等への届出が必要な場合は、監督員に情報提供の上、必要な届出を行うこと。
- ⑰ LED照明の設置完了後の検査時又は検査後において、未施工の照明が残存していることが判明した場合は、請負者の責において施工すること。
- ⑱ 工事は、原則として以下の日時にて行うこと。ただし、事前に玉城町の承諾を得た場合はこの限りではない。
 - ・執務室、デイサービス等の事業実施室：平日執務時間外または日曜日
 - ・会議室等：利用予約のない時間帯（空室時）

8. 機器仕様

本事業で使用する照明器具の条件は下記内容を満たすものとする。

① 構造・規格等

- ア LED照明器具及び付属部品等は新品であること。LED照明器具は、ランプの交換ではなく器具ごとと交換とすること。
- イ 交換する器具は原則既存器具と同形状、同構造のものとする。また、設置の際に、天井に隙間等が生じないように処置すること。可能な限り、既設照明器具の取付跡が見えないよう配慮すること。
- ウ 一般社団法人日本照明工業会に加盟する国内メーカーの製品であること。
- エ LED照明器具のメーカーは原則統一すること。ただし、一つのメーカーが使用想定しているすべての種類の照明器具を製造していない場合があることから、設置する照明器具は、複数のメーカーの製品を組み合わせることも可能とする。
なお、保守管理が混乱しないように、照明器具の種類（ベースライト、ダウンライト、屋外照明、高天井照明、非常照明、誘導灯等）ごとに同一メーカーの製品でまとめることとする。
- オ ISO9001、ISO14001の認証取得工場で製造していること。
- カ 電気用品安全法(PSE)に適合していること。
- キ 本事業に関連するJIS(日本産業規格)、JIL・JEL・JLMA(日本照明工業会)、各種ガイドライン等の各種規格に適合するもの又は同等以上のものであること。
- ク 各施設とも各階にある既存操作盤(スイッチ)で操作できるようにすること。
- ケ グリーン購入法(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律)の「特定調達品目」の判断の基準を満たすこと。
- コ 誘導灯および非常用照明器具については、消防法および建築基準法等の関係法令に適合し、関係機関の認定(評定)を受けた製品とすること

② 性能等

- ア LEDの寿命は40,000時間以上の製品とすること。
- イ 外部に設置するLED照明器具については、適切な防水性、耐候性、耐食性を有すること。
- ウ 既存の照明器具と同等以上の照度が確保できる器具とすること。

- エ 色温度及び平均演色評価数(Ra)は、原則、既存の照明器具と同等とすること。
- オ 既設照明に付属機器及び自動点灯機能等がある場合は、交換するLED器具も同様に付属機器及び自動点灯機能等を備えること。

9. 提出書類

各工程に応じて下記の書類を提出すること。

【契約締結後】

- ・工事着手届
- ・実施工程表
- ・現場代理人、主任技術者通知書
- ・作業員名簿（従事者の役職、氏名、資格等）
- ・施工計画図

【設置完了後】

- ・工事完成報告書
- ・施工前後の工事写真（書類及び電子データ）
- ・実施設計図、積算内訳書（書類及び電子データ）
- ・竣工後の平面図及び設備仕様書（電子データ）
- ・産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写し
- ・完成図書（上記資料をA4ファイル等に綴じたもの）

※完成図書及び電子データは1部作製し提出すること。

【適時】

- ・打合せ記録簿
- ・その他必要と判断された書類

上記各電子データ 1式

10. その他留意事項

- （1）請負者は、本工事の遂行にあたって町と十分に連携しながら作業するとともに、関係する法令等を遵守すること。
- （2）請負者は、本工事の遂行にあたって中立的な立場を保ち、工事上知り得た秘密を他に漏らしてはいけない
- （3）請負者は、個人情報の管理を徹底し、個人情報の漏洩等がないよう万全の注意を払うこと。
- （4）請負者は、本工事を第三者に再請負することはできない。
- （5）本工事により作成した成果品及びその他の二次著作物の著作権等について

は、町に帰属するものとする。

- (6) 第三者が権利を持つ素材を利用する場合は、請負者が著作権者の承諾を得て行うものとし、町が著作権を持つ素材の利用についても同様とする。なお、これらを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害したときには、請負者は、一切の責任を負うものとする。
- (7) 請負者は、本工事の進捗状況について、適宜町保健福祉課に報告すること。
- (8) 工事請負契約後、契約金額の範囲内において、町と請負者が相互に協議のうえ、必要に応じて仕様書を変更する場合がある。
- (9) その他、本工事を円滑に進めるため、本仕様書に定めのない事項については、町と請負者が相互に協議のうえ、決定するものとする。